防衛大学校大 21 期生会会則 (令和2年(2020年)3月21日改正)

※本会則は令和2年3月21日に、期生会の活動の現状を踏まえ、HCD を実施するタイミングで会則を改正するものである。

(名 称)

第1条 本会は、防衛大学校第21期生会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の融和団結を図ることを目的とする。

(会 員)

- 第3条 本会は、次の者を会員とする。
 - (1) 防衛大学校本科21期生として卒業した者
 - (2) 防衛大学校本科第21期生として在校したことがある者で役員会で承認された者

(活動)

- 第4条 本会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 名簿の作成・管理
 - (2) 会合等の開催
 - (3) 慶弔活動
 - (4) HPの管理
 - (5) 防衛大学校同窓会活動への参加
 - (6) その他

(役 員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名(陸上、海上、航空各1名)
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 理事(総務) 3名(陸上、海上、航空各1名)
 - (5) 理事(会計) 1名
 - (6) 理事(監査) 1名
 - (7) 理事 (HP) 1名

(会 長)

- 第6条 会長は、本会を代表し会務を総括する。同窓会代議員を兼ねる。
 - 2 会長は、任期を設けず、役員会が推薦し総会で承認する。

(副会長等の任務)

- 第7条 副会長は会長を補佐する。同窓会代議員を兼ねる。
 - 2 事務局長は会長を補佐し会務を行う。同窓会業務幹事を兼ねる。
 - 3 理事(総務)は会の行う活動全般を担当するとともに、名簿を管理する。
 - 4 理事(会計)は会の会計を担当する。

- 5 理事(監査)は年に1回を基準に会計監査を行う。
- 6 理事 (HP) は会の HP を管理する。

(役員の選出)

- 第8条 副会長は、陸海空各要員の会員の推薦を受け、会長が指名する。
 - 2 事務局長及び理事は、会長が指名する。
 - 3 理事(会計)は任期を2年とし陸海空持ち回りとする。
 - 4 理事(監査)は任期を2年とし陸海空持ち回りとする。

(役員会)

- 第9条 役員会は原則として毎年1回開催する。
 - 2 役員会は会長の承認を得て、事務局長が招集する。
 - 3 役員会は次の号を議する。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 本会の活動報告及び計画
 - (3) 会計報告
 - (4) 会員の承認
 - (5) その他

(総 会)

- 第11条 総会は、次の事項の議決等、必要が生じた場合に会長が招集する。
 - (1) 会長の選出
 - (2) 会則の改正
 - (3) その他

(会費)

第11条 会の運営は卒業時に集めた会費を活用するものとするが、不足した場合には、会長は総会での承認を得て所要の会費を徴収することが出来る。

(慶 弔)

第12条 弔事に関し、会員の死亡の際に、期生会名で弔電を発出する。

(田の管理)

第13条 本会の活動状況を会員に報告することを目的として、Ⅲを管理する。

(付 則)

- 第14条 本規則は令和2年3月21日より発効する。
- 第15条 本会則は、HCD 開催を契機に、現行の会則を見直したものであり、入校60周年時(2033年4月)に実施されるHCD2開催の際に見直すものとする。

防衛大学校大21期生会会則(平成9年2月9日作成)

(名 称)

第1条 本会は、防衛大学校第21期生会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の融和団結を図ることを目的とする。

(構成員)

- 第3条 本会は、次の会員をもって構成する。
 - (1) 防衛大学校本科21期生として卒業した者
 - (2) 会員の推薦により役員会で了承された者

(活動)

- 第4条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 名簿の作成・管理
 - (2) 会合等の開催
 - (3) 慶弔活動
 - (4) その他

(組 織)

- 第5条 本会に本部及び支部を置く。
 - 2 本部を次の役員をもって構成し、会務を処理する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 事務局長 1名
 - (3) 副事務局長 3名 (陸上、海上、航空の各事務局長を兼務)
 - (4) 理事 5名

(会 長)

- 第6条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
 - 2 会長は、任期5年を原則とし、役員が推薦し総会で承認する。

(事務局長等の任務)

- 第7条 事務局長は会長を補佐し会務を行う。
 - 2 会長の不在時は事務局長が会長の代行を行う。
 - 3 副事務局長は事務局長を補佐し会務を行う。
 - 4 理事(総務)は会の行う各種事業を担当する。
 - 5 理事(会計)は会の会計を担当する。
 - 6 理事(会計監査)は年に1回を基準に会計監査を行う。

(役員の選出)

- 第8条 副事務局長及び理事は、事務局長が指名する。
 - 2 事務局長は会長が指名する。

(役員会)

第9条 役員会は必要の都度開催する。

- 2 役員会は会長の承認を得て、事務局長が招集する。
- 3 役員会は次の次号を議する。
- (1) 会則の改正
- (2) 本会の活動計画
- (3) 会計報告
- (4) 会員等の承認
- (5) その他

(総 会)

- 第10条 総会は原則として毎年1回、会長が招集する。
 - (1) 会長の選出
 - (2) 会則の改正
 - (3) その他

(会 費)

第11条 会の運営は卒業時に集めた会費を活用するものとするが、不足した場合には、会 長は総会での承認を得て所要の会費を徴収することが出来る。

(慶 弔)

- 第12条 慶弔の支出は当面、月を基準とする。
 - (1)慶事 役員会に一任する。
 - (2) 弔事
 - ア 会員の死亡

弔電、供花、香典(合わせて3万円を基準)

イ 正会員の配偶者の死亡 弔電、供花、香典(合わせて1万円を基準)

(付 則)

第13条 本規則は平成9年2月9日より発効する。

第14条 本会則は、卒業20周年を契機に卒業時に作成した会則を見直したものであり、退職者の急増が予想される10~15年後に再度抜本的に見直すものとする。

現会則の問題点と新会則の方向

1 会の目的、運営

【防大卒業当時は】全員が全国を転々と頻繁に異動することを考えていたので、しっかりとした組織を作っておかなかった。

【しかし、最近は】同期生も40歳を過ぎ生活基盤(拠点)を作り始め、落ち着き出すとともに、退職者も増加しつつある。

【そこで、今後は】まず、組織をきちんと整備し、運営していきたい。そこでは、派手に活動するというよりも、努めて長く同期生の絆を維持する ための基盤(名簿、交流の場)を提供し続けて行きたい。

2 会の運営資金

【防大卒業当時は】皆若く、万が一の時には若い妻、子供が苦境に立たされることが予想され、相応の弔慰金(30万円)を出すこととした。

.].

【しかし、最近は】その後、期生会費を集めたことはなく、今後永遠にこの弔慰金を支払い続けることは困難な状況になりつつある。

【そこで、今後は】再度、会費を徴収するというオプションもあるが、防衛庁等から相応の保証が可能になったのを加え、家族も安定期に入りつつあることを考えると弔慰金の趣旨を生活の足しというよりも葬儀の時に同期として恥ずかしくない程度に変更したい。また、同じ趣旨で新たに配偶者の場合にも同様の計らいをして行きたい。